

公 告 第 32 号
令和6年4月1日
J A S T 健 康 保 険 組 合
理事長 平 林 武 昭

規程の一部変更について

J A S T健康保険組合の規程の一部を別添のとおり変更しましたので、公告いたします。

記

変更した規程

- ・各種健康診査等実施規程

変更理由

- ・子宮がん検診に関する下記の3点を変更・追加したため。
 - 対象年齢の要件を20才以上35才未満から20歳以上に変更。
 - 補助金の支給限度額を上限3,000円から全額に変更。
 - 支給申請手続きに契約医療機関での受診を追加。

以上

新旧対照表

各種健康診査等実施規程	
新	旧
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助金支給要件)</p> <p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 基本健診 35才以上</p> <p>(2) レディース健診 35才以上</p> <p>(3) 人間ドック 35才以上</p> <p>(4) 子宮がん検診 <u>20才以上</u></p> <p>(補助金の支給限度額および回数)</p> <p>第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 子宮がん検診 <u>全額</u></p> <p>(年度1回)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(支給申請手続)</p> <p>第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 子宮がん検診については、被保険者が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次のイの書類を添付の上、組合に提出するものとする。事業主がとりまとめる場合は、事業主または事業主代理人が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次のイロの書類を添付の上、組合に提出するものとする。</p> <p><u>契約医療機関で受診した場合は、当該機関から送付されたハニの書類を確認の上、組合が支払う。</u></p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助金支給要件)</p> <p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 基本健診 35才以上</p> <p>(2) レディース健診 35才以上</p> <p>(3) 人間ドック 35才以上</p> <p>(4) 子宮がん検診 <u>20才以上35才未満</u></p> <p>(補助金の支給限度額および回数)</p> <p>第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 子宮がん検診 <u>上限 3,000円</u></p> <p>(年度1回)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(支給申請手続)</p> <p>第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 子宮がん検診については、被保険者が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次のイの書類を添付の上、組合に提出するものとする。事業主がとりまとめる場合は、事業主または事業主代理人が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次のイロの書類を添付の上、組合に提出するものとする。</p>

<p>イ. 支払領収証（原本）</p> <p>ロ. 受診者名簿</p> <p><u>ハ. 請求書</u></p> <p><u>ニ. 請求明細書</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>イ. 支払領収証（原本）</p> <p>ロ. 受診者名簿</p> <p>(6) (略)</p>
--	--